

会 議 名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第38回)	
事 務 局 (担 当 課)		総務部 行政室 総務課 内線(2323)	
開 催 日 時		平成18年10月12日(木) 午後6時30分～午後9時30分	
開 催 場 所		本庁舎 4階 庁議室	
出 席 者	委 員	池田委員・井手委員・井上(克)委員・井上(典)委員 岡本委員・木原委員・園田委員・長尾委員・中村委員・坂東委員	
	実施機関	《生活文化室市民課》 福西室長・堀参事兼課長・芝主幹・嶋津副主幹・下村主任 《健康づくり室》西中室長・木下主幹 《保険年金室保険年金課》今北室長・井谷課長・田中主査	
	事 務 局	畑尾助役・西総務部長・竹中室長・篠木参事・佐藤副主幹 田中主査・柳本	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1 助役挨拶及び辞令交付 2 正副会長の選任について 3 審議事項 (1) 諮問第24号 知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報(犯歴等)の提供について (2) 諮問第25号 老人保健法に係る健康診査事務における個人情報の提供について 4 その他	
会 議 結 果		(1) 正副会長の選任については、各委員の互選により、会長に池田委員、副会長に長尾委員が選出される。 (2) 諮問第24号案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。 (3) 諮問第25号案件については、利用に当たっての本人通知を省略するという判断は妥当ではなく、保健指導を行うために通知する者については、本人が知り得るものであるといえるが、保健指導の通知がされない者については、当該個人情報が知らぬまま利用されてしまうことになることから、当該情報を利用するに当たっては、本人通知は必要なものであるとの判断を得る。	

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 →①開催通知

②諮問案件概要

本日提出資料等→①レジメ

②諮問書（第24号、第25号）

③川西市国民健康保険ヘルスアップ事業実施要綱

④照会事務の概要

⑤知事表彰照会書（今年度分・昨年度分）

審議事項

・諮問第24号（知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報（犯歴等）の提供

・諮問第25号（老人保健法に係る健康診査事務における個人情報の提供）

事 務 局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第38回川西市個人情報保護審議会」を開催させていただきます。本日は、大変お忙しい中、また、夜分にもかかわりませず、川西市個人情報保護審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。なお、当審議会委員の任期が、平成18年8月31日をもちまして満了になりましたことから、新たに審議会の会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。また、この度当審議会の委員への再任及び新たに就任をお願いいたしましたところ、皆様快くお引き受けいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。つきましては、早速、委嘱状の交付をさせていただくわけですが、本日は時間の都合上申し訳ございませんが、既に皆様のお席にお配りをさせていただいております。何卒ご了承賜りますようお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、畑尾助役よりご挨拶申し上げます。

※ 畑尾助役 挨拶（略）

事 務 局

本日は、委嘱後第1回目の審議会でもございます。初めて顔を合わされる方もあろうかと存じますので、ここで委員の皆様から簡単に結構でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

※ 各委員自己紹介

事 務 局

どうもありがとうございました。それでは、次にこの場をお借りしまして、事務局職員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

※ 事務局職員紹介

事 務 局

それでは、これより当審議会の会務を総理していただきます会長及び副会長の選出を行いたいと思っております。当審議会の会長は、川西市個人情報保護審議会規則第3条第1項の規定によりまして「委員の互選によりこれを定める」となっております。ここで委員の皆様にお諮りしたいと存じます。

※ 池田委員が推薦される

※ 池田委員 会長に就任 挨拶

事務局	<p>それでは、続きまして、副会長の選出を行いたいと思います。当審議会規則第3条第1項の規定によりますと、「副会長は委員の互選によりこれを定める」となっております。いかがいたしましょうか…。</p> <p>※ 長尾委員が推薦される ※ 長尾委員 副会長に就任 挨拶</p>
事務局	<p>それでは、以後の審議会の進行は会長にお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いたします。なお、畑尾助役は所用のためこれで退席させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>※ 畑尾助役 退席</p>
会長	<p>本日は、ご多忙の折委員の皆様にはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、このレジュメにもございますように、既に諮問案件が24号25号と2件ございますので、この案件について、ご審議お願いしたいと思いますが、今回は委員の過半数が新しい方々でございますので、事務局より本審議会の役割、会議の進め方などを簡単に説明していただければと存じますのでよろしくお願いたします。</p> <p>※ 事務局 説明（略）</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。いまご説明していただいた件について特に新しい委員の皆さんから何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。また後で何かご質問があったら、直接、事務局の方にお尋ねいただければと思います。それでは、本日はそこにありますように、2件の目的外利用、自治体によっては庁内で他の部局が使うものを目的外利用、外部に提供するものを外部提供というわけで、1件は外部提供ですね。それから、1件は目的外利用ということになるかと思えますけれども、これについてご審議いただきたいと思えます。早速ですが、一つが「知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報提供」という案件。もう一つは、「人保健法にかかる健康診査事務における個人情報提供」ということになっております。これらの審議に当たりますと、その情報を所管している所管課から、外部提供であるとか、目的外利用の必要性について説明をいただくということになっているわけです。2件ありますが、入室は同時にしてもらおうということで、知事表彰の件につきましては、市民生活部生活文化室市民課の方にお入りいただき、それから老人保健法に係る部分については、健康福祉部の健康づくり室と保険年金課ということになります。その担当の方にお入りいただくということで、ではお呼びいただいて結構です。</p> <p>※ 各実施機関 入室</p>
会長	<p>本日の案件にかかる実施機関の職員の皆さん、遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。早速、審議に関わります案件につきましてご説明いただきたいと思えますけれども、まずは知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報提供ですね。これは、先ほど申しましたように、そういう情報を所管しているのが、市民生活部生活文化室の市民課です。それを必要があって提供したいというのが、県をはじめ他の地方公共団体となっているわけですね、ではこれについてご説明よろしくお願いたします。</p>

実施機関

失礼します。知事表彰の選考に伴う候補者の個人情報の提供を諮問しようとするものでございます。まず犯罪歴につきまして、地方自治法上の戸籍事務の一環としまして、市町村長が本籍人の犯罪人名簿を整備しております。官公庁が社会の模範となるべき国民の褒章を行う際の叙位叙勲候補者の審査、前歴者の選挙権及び被選挙権を剥奪、公職に就くことの禁止など行うための資料として、証明書を発行することを目的としているものでございます。今回「兵庫県産業労働部しごと局能力開発課」から、平成18年度兵庫県技能顕功賞並びに兵庫県青年優秀技能者表彰の被表彰候補者に係る刑罰等調書の発行について依頼がございました。その根拠法令として、兵庫県技能顕功賞規則と兵庫県技能顕功賞表彰実施要領の添付がありましたが、その条文の中に、刑罰等調書を具備する内容が記載されておりましたので、本市の個人情報保護条例で、法令等に規則要領は含まれない解釈であることから、目的外の提供に該当する疑義が生じた次第でございます。なお、昨年度は「兵庫県健康生活部福祉局社会福祉課」から同様の照会がありましたが、表彰規則、表彰規則取扱要領の中に刑罰等調書を具備する旨の項目があり、当然、必要な資料として回答をいたしております。それでは、お手元の川西市個人情報審議会資料、諮問第24号、インデックス1、2、3と付いてる分でございますけれども、これにつきまして簡単に説明をさせていただきます。まず、インデックス1の照会事務の概要資料は、事務の流れ図、回答書類でございます。まずは、事務の流れ図をもとに事務処理方法を説明させていただきます。上段が叙位叙勲のための照会で、道路交通法違反等の罰金刑の有無も照会内容に含まれるため、神戸地方検察庁に照会の後回答をしております。下段は県知事表彰のための照会で、道路交通法違反等の罰金刑の有無は除かれてるため、本市のみで回答をいたしております。回答の様式につきましては、叙位叙勲用を2ページの別紙1で県知事表彰用を3ページの別紙2で、それぞれ添付しております。回答につきましては、犯歴等の有無のみで犯歴等の内容については記載をしております。インデックスの2でございますけれども、今年度「兵庫県産業労働部しごと局能力開発課」からの照会文書の写しでございます。インデックスの3は、昨年度、「兵庫県健康生活部福祉局社会福祉課」からの照会文書の写しでございます。この2と3の照会文書には、それぞれ規則及び要領を添付いたしております。表彰の目的及び範囲ですが、5ページの兵庫県技能顕功賞規則では、第2条(4)で「他の技能者の模範と認められる者」、また、9ページの表彰規則では、第1条で「広く県民の模範となるべき者を表彰する」という項目がございますので、そのことから犯罪歴が必要であると思われるものでございます。なお、また14ページの表彰規則取扱要領のヲの欄Cに表彰書類の具備要件として、刑罰等調書の添付義務が記載されております。以上の資料をご参考にしていただきましてご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。なお、補足の部分としまして、室長の方から若干補足説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、続きまして、本日諮問させていただきまます知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報、犯歴等の提供にかかる個人情報保護条例上の取扱いについて説明をさせていただきたいと思っております。まず、委員の皆様のお手元には事務局から個人情報保護条例の新旧対照表とピンクの情報公開条例及び個人情報保護条例解釈運用の手引きがあらうかと思っております。これに沿いまして説明を進めさせていただきたいと思っております。まず、第1に犯罪歴の個人情報保護条例上の取り扱いでございますが、犯罪歴につきましては、市の身分事項管理にかかる戸籍事務の一環として取り扱っております。個人の権利利益の侵害にかかる極めて重要な情報と理解してお

り、条例7条の規定によりまして、取扱いを制限し、同条ただし書きの規定によって法律の場合、そして後段の個人情報保護審議会が認めた場合に取扱いが許されるという規定になってございます。ピンクの解釈運用の手引きの168ページをご覧いただきたいと思いますが、この表中、番号3の欄をご覧いただきたいと思いますが、栄典、表彰の事務において、被表彰者、候補者の犯罪歴を取り扱う場合として、既に平成6年12月20日付答申第1号で本審議会のご承認をいただき、適正に取扱い手続きを行っております。さらに、個人情報保護条例、右のページですが、8条の収集の制限では、手引きの169ページの第3項の規定によりまして、本人からの直接収集を義務付けておりますが、当情報については、地方検察庁で保管されている犯罪歴情報の送達を受けており、これについても同条第4項の規定により、審議会の意見を聞いた上で、本人以外からの収集についてご承認をいただいております。これは解説の手引きの172ページの表の番号1に掲げておりますが、既にこれも同様に、平成6年の答申第1号で審議会の承認をいただき、本人以外からの収集につきましても承認をいただいております。以上の点から、市が行います栄典表彰事務等についての犯罪歴につきましても、個人情報保護条例施行段階に諸手続きを完了し、適正に取扱いを進めております。次に、本件の兵庫県等への個人情報の目的外提供でございます。本件の知事表彰は根拠は県の規則に基づくものでございますが、県民の模範となるべき人を表彰し、その対象を広く拡大し褒章、顕彰制度のすそ野を拡大しようとするものでございまして、本件、県規則に基づく刑罰等の調書の提出に際しましては、叙位・叙勲等による提出と変わりなく、逆に道路交通法ですとか、自動車保管場所の確保に関する法律違反による罰金刑等が除かれておりまして、より狭い範囲の情報提供となっております。次に、お手元の個人情報保護条例第10条をご覧頂きますと、実施機関は個人情報を取り扱う目的以外の目的で個人情報を当該実施機関内部、若しくは実施機関相互間で利用し、又は実施機関以外のもに提供してはならないと規定してございます。この点、元々、地方検察庁で保管されております犯罪歴等の情報を、市でも保管している目的経緯につきましても先ほど説明申し上げましたように、制度発足以来、叙位叙勲表彰等に係る利用提供をも目的としておりまして、目的内の利用に該当する面もあろうかと存じます。さらに、利用及び提供の制限にかかる条例第10条第1項第2号には、法令等の規定又は法律若しくは云々の場合は、利用、提供ができるとの規定がございまして、同号の法令等につきましても手引きの165ページの条例第7条におきまして、本市におきましては、法令若しくは条例と規定をされておきまして、県の規則は含まれておりませんが、国ですとか、他の地方自治体では、法令等に規則を含む例も多くあるところでございます。以上の点から、本市では法令等に規則が含まれておりませんので、また目的内利用と断定できないということから、個人の権利利益を防止するという個人条例保護条例の趣旨・目的に照らして考えますと、本件の県規則に基づく個人情報の目的外提供については、条例第10条第1項第4号の規定に基づいて、当個人情報保護審議会のご承認をいただいた上で取り扱うことが、より安全側での手続きをとるということになりまして、個人情報の保護条例の趣旨にも添い、より望ましい対応になるものと考えております。次に、第3に情報提供の最小化ですが、本日、諮問資料、諮問第24号別紙をご覧いただきたいのですが、本件個人情報の目的外提供に際しましては、その事務に係る必要性に鑑みまして、提供する個人情報の内容の欄のとおり、本日、諮問資料で示してありますとおり、氏名、生年月日、犯歴の有無、破産宣告、又は破産手続き開始決定の有無の必要最低限の情報に限定して提供しよ

	<p>うとするものでございます。第4に、本人通知でございます。これも別紙本人通知の有無の欄に記載しておりますが、条例第10条2項では本人通知が原則と定められております。通知を省略を許される場合は、審議会での承認をいただく必要がございます。ここで本人通知を省略する理由でございますが、資料のとおり犯歴の照会はそれぞれの選考のためのもので、本人通知に馴染まないという理由から省略をさせていただくということが適当ではないかと考えております。最後に、右欄に提供先への措置要求を記載してございます。提供先の兵庫県におきましても、個人情報保護条例を制定いただいておりますが、本市個人情報保護条例手続きに基づいて個人情報を提供するというので、条例第11条の規定に基づきまして、提供先に対する措置要求を行うこととし、提供した個人情報を目的外に利用提供しないこと。そして、提供した個人情報は厳重に管理し、必要のなくなった時点で兵庫県が責任を持って破棄することの条件を付しまして、個人情報の適正管理を求めるものとするものでございます。以上で、本件24号についての実施機関の説明とさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。今、概略をご説明いただきましたように、兵庫県のほうで平成18年度の兵庫県技能顕功賞並びに兵庫県青年優秀技能者表彰というのを行うということで、その候補者という者を知るということで、具体的な氏名というの、兵庫県の方にあるということですか、特定の人を照会をして犯罪歴があるかないか、ということ調べてくれということになるわけですね。</p>
<p>実 施 機 関 会 長</p>	<p>はい。氏名と生年月日と本籍地は向こうからリストをいただきまして、その方について犯罪歴の有無を回答しております。</p> <p>ですから、向こうから特定の人犯罪歴等について調べてほしいということですね。そういうことですね。先ほどご説明ありましたようにですね、この資料の方の犯罪照会事務処理の流れのところのですね、下の欄の刑罰の有無、道交法違反、自動車の保管場所確保の法律に違反する罰金刑を除く、こちらの方の照会になるわけね。</p>
<p>実 施 機 関 会 長</p>	<p>そうです。</p> <p>これは、川西市が保有してる情報で十分いけるということですね。</p> <p>そういうことになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>地方自治体には、犯罪歴というのが個人情報保護の関係では保管されてるわけですね。それについて県の方にはそういう情報がありませんから、それを照会受けてるということですね。今の一連の説明について委員の皆さんからご質問もあろうかと思っておりますけれども、何なりとご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか…。</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>すみません、私初めてで良く分からないんですけど、犯罪歴というのは、ほめていただくことに対して、いけないことをしてるんだったら仕方がないと思うんですけど、破産というのがなぜこれに必要なのかわからないんですけど、教えていただけませんか。</p> <p>表彰の規則に破産歴があることについてということですか。</p> <p>刑罰ということはずっと聞いてたら、刑罰ということはしっかり言ってくださってたんですけど、情報の内容のところ破産宣告、破産手続きとそこまで全部書いてあるのに、これが必要なのかな、どうして話されないのかな、なんで必要なのかなって、すみません、私わからないもので。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>破産手続きの方についてですが、今回の議案にあげてなかった点についてはですね、破産手続きが開始された時点で公告というかたちで公示されるわけなんです。ですから、市の方でも把握はしているんですけど、一般的にも知らされてる資料になりますので、今回の項目にはあげさせ</p>

会 長	てもらっていなかったのですが、模範になるという点から考えれば、破産手続きされて破産宣告受けるということになれば、借金とか全部白紙になりますから、そのかたが通知を受けている分についても表彰される点については、やはり確認しておきたいという趣旨があるかと思われま
実 施 機 関	と、いうことは、ここの提供する個人情報の内容というところに破産宣告又は破産手続き開始決定通知など書いてあるでしょう。これは、もういないということになるんですか。つまり、兵庫県の方で把握してるということになるんですか。
会 長	そうではないです。兵庫県の方では把握はしてないので、そのかたについて市に、本籍地の方に通知が来るんですけど、情報自体が公示とか調べることができるという形になってますので。県の方で情報を持ってるとい
実 施 機 関	だから、兵庫県の方で調べようと思えば調べられるけど、物事のついで
委 員 長	といったらおかしいけど、市の方にはその事についても調べてほしいという
委 員	ような意味になるわけね。
委 員	そういうことになります。
委 員	そういうことでよろしいですか。
委 員	犯罪者名簿というのございますね。あれは戸籍事務に載らないけど、犯罪者名簿は別にある、前科の分もありますね。法務局管轄してる戸籍事務に聞けばいいけれども、まあ市に聞こうかとそういうことですね。委員がご質問になってるのはね、なぜ破産者を調べるんだと、表彰してや
委 員	ったらいいのではないかと、そういう質問です。それは、県の方は破産者には表彰しませんと。道交法違反にもしませんと。県は道交法はいいけど、国の方は検査が厳しいから。そういう制度を国とか県がつくって
委 員	るわけですよ。けしからん同じにしてやったらといっても、県の方の表彰システムがそうなるから、今の川西市としては照会があったら答えるかどうかの範疇になってるから、県はけしからんとは言えないと。
委 員	そのとおりです。
委 員	一般に破産者というのは、社会的に模範的な人物ということではないとい
委 員	う話は、一般常識的にはあるんでしょうね。ですから、破産をした人が表彰の対象になるとい
委 員	うと、やはり社会的には批判も出てくるとい
委 員	うこともあるんじゃないですかね。
委 員	そういう制度なんですよ。
委 員	ただ、これはイメージされてる破産と違ってて、経営した会社が破産したというんじゃない
委 員	なくて、あなたが破産なんだというのが個人破産なんです。
委 員	個人破産をここで言ってるの。
委 員	企業で自分が経営した会社が破産というんではない。
委 員	会社の破産と個人の破産は違うんです。だから、会社を経営してた社長さんが会社破産しても個人的には破産でなかったり、ちょっと違うんです。
委 員	委員、よろしいですか。
委 員	はい。
委 員	はい、委員どうぞ。
委 員	24号諮問の中の事務処理の流れの中で、叙勲の分も入ってるんですが、これも一緒に今回諮問してるんですか。
委 員	いえ、叙勲の方は違います。
委 員	叙勲は違います。叙勲はこういう流れですよというだけです。
委 員	道交法とかの分は、市には無いわけですか。
委 員	叙勲は毎年ありますね。その時にはまた審議会で諮問するんですか。

実施機関 委員長	それはしておりません。 今までにそういう諮問でとれてるからということですか。 叙勲は、褒章条例に規定があるのと違いますか。多分…。犯罪歴の有無の確認というのは。
副会長	表彰しようかという人の候補者が決まるでしょう、それは全部市に照会するんです。だから、一度表彰もらったら、二度もらうことがあるかも知れないけど、普通いっぺんで終わり。再びということは、また別の人の場合という可能性がありますね。聞いてこなかったら答える必要はないんで、検察庁とか法務局で調べますということですが、市へ聞いてこられたら答えないとしょうがないですね。
委員長	毎年、その都度、審議会に諮問されるんですか。 それは10条1項の2号に当たるから審議会には諮らない。法令上の規定がある、法令上明示の指示がある場合というのは、ここにはまわってきませんので。
会長	審議会でこの手のものが出てきた、毎年出てきたという記憶はないね。だから市によっては表彰に関わるものは、一回審議したら後は包括同意みたいのですね、人が変わっても一応審議はしたことがあるから、いちいち審議会にかけなくてもよろしいというパターンを作ってやってる所もありますけど、川西はそういうパターンはしてましたかね。
実施機関	今の点ですけれども、条例が平成7年1月1日から施行してるわけなんですけれども、審議会の部分については、その半年前から部分施行させていただいて、9月に審議会を設置をさせていただいて9月から12月の間に既存の条例の中で法律に抵触するもの、あるいは審議会の議を経ないと利用・提供できないもの、こういったもの全て全庁的に事務を洗い直しまして、審議をしていただきました。それが答申第1号ということになってございます。その中にこの褒章等に関する情報については、情報は本来本人から直接収集するという原則もございまして、あるいはこういった犯罪歴のようなセンシティブ情報については、取り扱いを基本的にはしてはならないという規定があるわけなんですけれども、これについては両方とも審議会に諮りまして、従来から取り扱っておりまして、例えば選挙人名簿の調整ですとか、公務員の採用の件ですとか、あるいはこういった叙位叙勲の関係ですとか、そういった場合に従来から明治の時代から古くは江戸時代からこういった名簿が整備をされてきてまして、それに基づいて事務を行っておりますので、条例上もこういったことを続けてよろしいですかということで諮問させていただいて、これについて支障ありませんという形で答申をいただいているというような経緯になっております。それで平成7年以降につきましては、それに基づいて運用させていただいておりますので、新たに諮問させていただくということではございませんでした。ただ今回、県の規則に基づいて提供することによってございまして、担当の総務課の方と調整をさせていただきました所、これについては運用の範囲もあるんですけど、安全側で念のために審議会に諮問させていただいてご審議をいただいた方が適正ではないかということで本日審議をお願いしてるという状況でございます。
会長	県の規則で作られてる表彰であるから、法律などで予定してるものではないということだから、一応改めて審議会の意見を求めておこうと石橋をたたいているわけですね。そういうふうにご理解いただきたいと思えます。委員どうぞ。
委員長	違う質問ですけど、この中の犯歴という言葉なんですけれども、普通、犯歴というのは非常に広い意味で使うんですけれども、市役所で把握しているのは、先ほど副会長の言葉にもありましたけど前科者名簿ですよ。前科と犯歴というのはだいぶ違うんですけれども、ここでいう犯歴

実施機関委員	<p>というのはどういう意味なのかということなんですけど、たしか前科というのは10年で抹消されますよね。</p> <p>はい。</p> <p>犯歴というのは、いわゆる犯罪歴ということで、例えば少年時代に検挙されたとか、そういうのも犯歴の中に入りますけども、ここでいう犯歴というのはどういう意味かということなんです。</p>
実施機関委員	<p>言葉の使い方がまずかったかも知れないんですが、刑が消滅される方については、市では廃棄させていただいてますので、昔にやって10年たった分とかは廃棄させていただいております。</p> <p>前科という意味ですね。</p>
実施機関委員	<p>そうです。</p> <p>前科は消えても犯歴は残る。</p>
実施機関委員	<p>ちなみに、抹消はどのような形で抹消されるんですか。前にどこかで聞いた時には朱で線を引くだけだと聞いたんですけどね。</p>
実施機関委員	<p>抹消された方は、名簿自体を焼却処分をさせていただいております。ただ1年保存した後という形になりますけど。それで焼却炉にもって行って捨てております。</p>
実施機関委員	<p>それは、どこの市でもそういうことやってるんですか。</p> <p>それは市の取り扱いによって若干違うかもしれませんが、川西市ではそういう形でさせていただいております。</p>
会長	<p>結局、そうすると市にあるという個人情報としては、前科歴というのかな、それがあるということになるわけ、前科があるということで犯罪歴があるわけではないわけ。</p>
委員長	<p>前科者名簿です。</p>
委員長	<p>前科者名簿だね。</p>
委員	<p>前科者名簿に基づくわけですから10年ですよ、抹消されるのは。</p>
実施機関委員	<p>そうですね、実刑を受けた方は10年。</p>
実施機関委員	<p>実刑は10年。</p>
実施機関委員	<p>罰金刑は5年。</p>
委員長	<p>そうですね、10年たったら何も記録残らない。</p>
委員長	<p>さっきの犯罪歴というのは、検察庁のどこにあるわけ。</p>
委員	<p>警察ですかね、基本的に持っているのは。</p>
委員長	<p>警察では前科というのは10年たったら消えるわけ？</p>
委員	<p>警察は前科は持ってないです、犯歴です。</p>
委員長	<p>前科は持ってないの？犯歴の中には前科みたいなものはないわけ。</p>
委員	<p>もちろんあります。記録はあります。</p>
委員長	<p>その記録というのは消えないわけ？ずっとあるわけ。</p>
委員	<p>全国でデータベース化されててコンピューターたたくと、例えば50年ぐらい前の少年時代の万引きなんかも出てくるわけです。</p>
委員長	<p>出てくるわけ。えらいことやねそれ、流出したらえらいことやね。</p>
委員	<p>前科というのは刑罰を受けたという記録なんです、不起訴になったのは前科ではないんです。それは犯歴として永久に残るんです。だから、ここでいうのは前科ですね。</p>
会長	<p>ということで理解をしたらいいということで、今、委員に説明していただきましたのでお分かりいただけたと思いますけれども、ここで私の方から質問したいのは、この提供先に兵庫県をはじめ他の地方公共団体と書いてあるでしょう。兵庫県なら話はわかるけど他の地方公共団体とはどういう意味ですか。</p>
実施機関委員	<p>本籍地で管理しておりますので、大阪府民の方でも川西に本籍のある方について照会があるケースがありますので、実際は兵庫県と大阪府しか照会は現在きてないんですけど、他の役所から来た場合でも同じような</p>

会 長	取り扱いをさせていただきたいと思ひまして、そういう形で挙げさせていただきます。
実 施 機 関 会 長 実 施 機 関	つまり、兵庫県の規則で表彰する県の事務でしょ、県の事務で表彰の対象になる人が兵庫県民だけではなくて、大阪府民もいるということですか。 大阪府民の方が大阪府から知事表彰をうけるケースもありますので。大阪府から…。
会 長	川西に本籍を置かれてる方は、北海道であっても沖縄であってもその犯歴等については川西で、本籍を所管してるところで管理してるので、そちらへ照会をいただくという。
委 員	なるほどね。 だけど、今回は兵庫県の県知事なんだけども、それならば兵庫県だけでいいのに、はじめ他の地方公共団体と付いてるということは包括的にここで承認してるということ？
実 施 機 関 会 長	ですから、同種の照会につきましては合わせてご審議お願いしたいと。そういう意味になるわけ。つまり、今なにも大阪府から表彰の問い合わせがあるわけでも何でもないわけですね。だけど、そういう可能性があるからということだけど、だけどそれだったらもう一度出してもらわないといけないんと違うかな。
委 員	目的外提供の目的に「県政」と書いてあるからね。大阪府ではないですね。そのへん包括だったら、包括としていただいて。
会 長	これは何か包括的な同意案件というわけではないんでしょ。これはここにおける兵庫県の表彰にかかる具体的な案件ですよ。だから、具体的な案件について、ここでは審議するわけで、また岡山県から来るとか大阪府からくるとかですわねいうようなものがあつた場合、そういうのがあるから包括的になにか議論してほしいと。そういうパターンについては以後いちいち審議会にかけなくてもいいようにしてほしいと。そういう提案だといわけです。だけど、今そういう提案になってないわけでしょ。具体的な兵庫県の案件について審議してほしいといってるわけでしょ。という事になると、その他の地方公共団体というのは提供先に不必要ではないですか。いかがですか。
実 施 機 関	この件につきましては、当初から実例としましては先ほど申しましたように、兵庫県と大阪府が対象としてあるわけなんですけど、他の府県については実態としてはなかったわけなんです。本日、審議をいただきますにつきまして、事務局とも調整をしまして、やはりこれは制度的には本籍を川西市の置かれる方についてはどの府県であってもこういうことであるということから、件数的に主なところはもちろん兵庫県なんですけれども、兵庫県と大阪府に限る必然性というものは逆にならないかということ、兵庫県を代表的な例として本日規則等についても事情を説明させていただきまして、これと同種の取扱いにつきましては、一つの類型として判断をさせていただきたいと、この類型からはずれるものにつきましては、また別途審議会で審議をさせていただきたいというように考えております。
会 長	包括的な、何かこれまで同種のものが何回も出てくるから、審議会にいちいちそのことについてだけ審議してもらわなくても、審議会としては以後同じようなものが年度を違えて出てきたら、それで一回承認してるからいいという範疇があるでしょう。それはそれとしていいわけだけど、今回の場合はそういうふうにすると、表彰という広いじゃないですか、だからこの場合に今出てきた技能顕功賞とか、優秀技能者表彰とか、そういうものについて以後また出てきたら、同意は一回してるからいいという話になるのか、その場合に兵庫県が今審議の対象になってる

<p>委員</p>	<p>わけだけど、もしそれが兵庫県じゃなくて、他の所の技能顕功賞とか青少年技能者表彰というのがあって、その照会があったら、ここで一応審議したことになるのか、それは技能者云々じゃなくて、もっと別の表彰の場合もその中に含めるという話になるのか、その所の承認の範囲が、どこまでが承認されたことになるのかというところが、はっきりしない所があるじゃないですか。そもそも今日の審議の対象というのは、包括同意として扱ってほしいというような諮問だというふうにはあまり理解してなかったね。ですから、包括的に今ここで何か承認をしたら以後同種のを、つまり県の規則とかで表彰の対象になってるものについては、青少年優秀技能者表彰に限らず、いろんな表彰もみんなそれで審議会としては審議をして承認したとなるのか、その所が曖昧だから今確認してるわけですけども、その点はどうなんですか。</p>
<p>会長</p>	<p>諮問書そのものを見ると、目的外利用提供について知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報（犯歴等）提供ですから、類型的でこれを全部やってるかもわからない、兵庫県知事なんか賞と書いてあるわけではないので。するとこの書き方で別に間違いない。</p> <p>知事表彰はこれで。</p> <p>知事表彰に関するものはここで類型的に一括して、こうなりますよという書き方としては、諮問する書き方としてはそうなりますね。</p> <p>それでは、委員からの指摘もありますように、兵庫県とはそのタイトルには書いてないとなれば、事務局の意図してるところは知事の表彰であればいろんな種類の表彰も、そこで同意したということにしてほしいと。それから表彰先も、兵庫県ではなくて大阪府も含まれてるというようなことで審議をおいてほしいと。そういうふうに提案してるんだということのようですから、審議会の皆さんそれでよろしいですか、そういう理解のもとにここで一応議論をして、そして外部提供についてはそれでよろしいとか、本人に通知するのを省略するとかを決めるということでもよろしいですか。なにかそれについてご意見ありませんか。はい、委員どうぞ。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の件に関してと、他もあるんですけど…。</p> <p>今の件についてご発言いただければありがたいです。</p> <p>兵庫県はじめ他の地方公共団体ということであるんですが、市町村の関係をお聞きしたいんですけども、地方公共団体ということになれば、市町村も入ると思いますんで、ただ表の方で知事表彰と先ほどご指摘ありました知事表彰となっておりますんで、それだけに限るのか他の地方公共団体、市町村の照会があるのか、ないのかというのが私わからないんですけども、もしあるのであればそれをどうするのか、その辺を願いますか。</p>
<p>会長</p>	<p>たしかに今のことと関連して、他の地方公共団体と書いてあると市町村も入るのではないですかと。市町村が表彰するのにまた問い合わせきたら、それもこの中に含まれてるのかというご意見ですよ。</p>
<p>実施機関</p>	<p>市町村が表彰する照会は今までなかったですので、今後もないかと思われれます。</p> <p>なかったけれども、ここでそういうふうな書き方をすると、あったときは、それは審議したということになるわけでしょう。もしそうだったら兵庫県をはじめ他の都道府県と書かないと具合悪いという話になるじゃないですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>本日の諮問資料第24号におきましても、知事表彰という形でさせていただき、また別紙の目的外提供の目的欄のところにも県政の振興にという形に記載させていただいておりますので、それを市町村長あるいは提供先を他市と読むことにつきましては、類型としても範囲が広すぎるのか</p>

<p>会 長</p>	<p>などと思いますので、先ほど会長ご指摘いただきましたように提供先として兵庫県はじめ他の都道府県という形でしていただいたほうが目的、あるいは諮問書の表現とも連携がとれますので、そういうふうにしていただいた方が結構かと思います。仮に他の市町村から照会がありました場合につきましては、再度こういった形でご審議をいただく、そのほうがより適正ではないかなと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>なるほどね。それでは審議を推進する意味からも、その提供先は兵庫県をはじめ他の都道府県というふうに限定するというので、ここで審議の対象を限っていきたいと思います。提供先はそういうことで、兵庫県のみならず都道府県、主として大阪府を念頭に置いているという話ですけど、そういうところから、こういう表彰についての問い合わせがあった時には、これについて個人情報の外部提供をするということについての審議というふうにお考えいただいて、あとでご審議いただきたいわけですけれども、今ご説明いただいている実施機関の方々に質問があればお尋ねしていただきたいと思います。委員どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>はじめて審議会に出席させていただきますもので、審議内容に外れる、あるいは説明あった内容が含まれるかも知れませんが、そのときはご指摘よろしくお願いします。まず第一点目ですけれども、他の地方公共団体、他の市町村ですけれども、阪神間でもこういった犯歴を求められても出さないというような市町村があるのかどうか、あるにかかわらず、事務局としての考え方を教えていただければ、それも参考にさせていただきます。いわゆるこういった場合に、犯歴を出すということについての事務局としての考え方をできれば教えていただきたいと思います。もう一点が、聞き漏らしたかも知れないんですが、県の規則の中で表彰の有無をする場合に犯歴を考慮に入れるという内容があるのかないのかもう一度教えていただきたいと思います。資料見させていただく範囲では、福祉大会のところについては、候補者の資格要件ということで破産宣告の有無、あるいは刑罰ということで載ってるんですけども、今回の審議内容であります所では、その辺が見当たらなかったんで、あるのであれば教えてください。以上です。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>実施機関いかがですか、今の質問に対してお答えいただけますか。ただいまご質問の中で他市の阪神間の状況でございますけれども、阪神間で尼崎、西宮、芦屋、宝塚、伊丹、三田、猪名川町この各市町につきましては、それぞれ回答されてると伺っております。それから規則の部分で、具体的にそういう項目が載っておらないというご指摘の分でございますけれども、この分につきましては、技能者の模範になる、先ほど若干説明をさせていただきました他の模範となるというものであるというような状況の中に含まれるものではなかろうかというふうな判断をいたしているところでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のご説明ですけれども、この2の市長宛の知事からの依頼については被表彰候補者として、そこに示された方の刑罰等の調書の発行についてご配慮くださいと書いてあるわけですね。兵庫県技能顕功賞規則というのがあるわけだけど、そこに書かれているのは、具体的に前科歴とかそういうものがあるなしということを表彰の要件と明らかにしてるわけではないけれど。</p>
<p>委 員</p>	<p>実施要綱の中では、2条1項の4、日常行為において他の技能者の模範と認められる者。</p>
<p>会 長</p>	<p>他の模範となると書いてある、その部分で犯罪歴を要件というか、考慮するそういう事項としてるのではないかというのが、今のご説明なんですね。それも一つの考え方だし、そこに要件が犯罪歴云々と必ずしも書かれてなくて、それを知事の方から要件とする旨の通知受けるから、</p>

<p>委 員 会 長 委 員</p>	<p>規則にそれが書かれてなかったら、答える必要がないということにはならないようには思いますけど、大体それでよろしいですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>結構です。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>他に何かありませんか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>質問なんですけれども、例えば仮釈放なんかで出てきている場合、そのデータはどこが把握してるんですかね、保護観察所ですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そうです。満了した時にそちらから送られてきます。満了しましたということ。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>無期懲役で仮釈放になる場合は、それはまったく、仮釈放されたという情報は来ません。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そういう人は、表彰される可能性はあるんですかね。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>無期懲役という時点でその犯歴自体が残りますんで。刑は消滅しませんから。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>しかし、それは市にはないわけでしょう、データは。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>無期懲役というのが、実際あるかどうかわからないんですけど…。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>懲役20年なら20年確定するでしょ。それは市の方には来るんですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>来ます。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>刑罰を受けた人のデータでしょ。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そうです。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>ですから、出所した人ですよ、前科、刑罰を受けた記録ですよ。刑の言い渡しを受けた記録じゃないですよ。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>いいえ、刑の言い渡しを受けた記録です。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>刑の言い渡しを受けた記録ですか。前科者名簿、執行猶予になった人も載るわけですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>それも載ります。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そういうことですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>ただし、執行猶予の場合は、執行猶予期間が切れた時点で刑が消滅しますから、その時点で市からは廃棄させていただくというかたちになりますけど。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>無期刑の場合も無期刑の段階で載るわけですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そうなります。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>そういうことですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>よろしいですか、他に何かご質問はありませんか。それでは、我々の方でいろんなことをご尋ねしたけれど、それをもとに後ほど審議をとりまとめるということではよろしいですか。それでは、実施機関の皆様ありがとうございました、これで大体、審議が出来るということですから、退室していただいて結構です。ありがとうございました。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>※ 実施機関（生活文化室市民課） 退室</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>この審議は後ほどということにいたしまして、もう一つの目的外利用にかかわる案件ですね、これについて今度は健康づくり室と保険年金課の方からご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>目的外利用及び提供についてご説明申し上げます。まず、今回個人情報の提供を受けようとする目的でございますが、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、増え続ける医療費を削減しようとする目的で、</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>川西市国民健康保険ヘルスアップ事業を10月以降に実施を予定しておりますが、その参加者の抽出及び分析のための基礎資料として、基本健康</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>診査の受診者情報を利用しようとするものでございます。具体的には、健康づくり室で実施しています基本健康診査の受診結果に基づき、生活</p>
<p>委 員 実 施 機 関 委 員 実 施 機 関</p>	<p>習慣予備軍を抽出し、国民健康保険ヘルスアップ事業への参加を呼びか</p>

	<p>けようとするものでございます。次に、このヘルスアップ事業の概要につきまして、お手元資料の川西市国民健康保険ヘルスアップ事業実施要綱に基づきまして、説明申し上げます。まず、事業導入の背景でございますが、本市国民健康保険事業は平成10年度より赤字で厳しい状況が続いております、今後は被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費が削減されることから、保険事業を積極的に展開していく必要があるということでございます。次に事業の目的でございますが、近年本市におきましても、糖尿病、高血圧等の生活習慣病が増加しており、その結果医療費が増え続け、ひいては死に至るケースもございます。その生活習慣病予備軍を運動、栄養教室を開催することなど個別支援通じて予備軍からの脱却を図ろうとすることを目的としております。事業の実施体制につきましては、保険年金課及び健康づくり室の企画を基に保険年金課及び委託業者で実施し評価しようとするものでございます。対象者の選定につきましては、基本健康診査、診療報酬明細書、アンケートにより、生活習慣病予備軍の抽出を考えております。評価指標は「身体状況」と「生活習慣」を用い改善の程度を評価しようと考えております。個別健康支援プログラムにつきましては、基本健康診査や生活習慣アンケートを基に参加者30名程度を抽出しまして、期間は3～6ヶ月を予定しております。具体的な事業内容でございますが、運動教室4回、体力測定、血液検査、栄養教室を2回、個別健康相談を予定しております。事業実施後の評価につきましては、効果性、経済性、波及性、継続性ごとに評価を行い、次年度以降の事業に生かす考えでございます。プログラム終了後も、身につけた生活習慣を維持継続するためのフォローアップも予定しております。事業実施により得られた身体状況等の個人のデータは適切に管理し、その保護に留意します。最終的にはこの事業を行うことにより、増加し続ける医療費の抑制を目指しております。また、このようなヘルスアップ事業を国民健康保険担当課で行う理由でございますが、国民健康法第82条におきまして、保険者は健康の保持増進のため必要な事業を行うように規定されていることと、平成20年度より生活習慣病に着目した保険指導の実施が医療保険者に義務付けられてることでございます。以上が今回諮問させていただきました健康診査事務における個人情報提供についての説明でございます、よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今、保険年金課の方からご説明いただきましたけれども、老人保健法における健康診査事務ということで、保険年金課のほうで、国保の82条に基づく事業を行うと。そのための抽出者として、健康づくり室にある情報を利用したいと。こういう話ですよ。健康づくり室というのはどういう組織なのか良く知りませんが、健康づくり室にそういう人たちの個人情報があるということは、何か説明いただけたらありがたいけど。</p>
<p>実施機関</p>	<p>私どもの組織といたしましては、健康福祉部健康づくり室として、保健センターの業務、予防歯科センターの業務を担当させていただいてるわけでございますが、保健センター建物は市役所の北側にありますけど、その場所におきまして、市民の皆さんの各種検診業務、基本健康診査を中心といたしまして、各種その他のガン検診こういった検診等を集団として保健センターにおいて実施をしております。また先ほど説明のございました基本健康診査につきましては、地域の医療機関、医師会を通じまして、個別検診の委託という形でもお願いをいたしてるところでございますが、市内の市民の方々の基本健康診査事業として実施しているそのデータが、私どもの保健センターに集約されてございまして、そのデータを、今回国民健康保険課の方におきまして、新たな事業として実施</p>

会 長	をしていきたい、そのために私どもの持っておりますデータを活用したいということで、お諮りをさせていただいているということでございますので、よろしくお願いたします。
委 員	ありがとうございます。今ご説明いただいた国民健康保険ヘルスアップ事業実施のための個人情報の目的外利用ですね、これに関わるご質問いただければと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。
実 施 機 関	今、データを集約されてるということで、今回対象になるのは、氏名と性別、住所、受診者情報と幅広い内容になっているんですけども、病歴とかも含まれるんですか。
委 員	基本検診に使用いたします内容でございますけれども、問診を行いますのと視触診によります診察、それから聴打診を医師によりまして行っておりますが、それから血圧測定、身体計測、検尿、血液検査、これは貧血、肝機能とか腎機能とか尿酸、血糖、HBA1C、あるいは血小板数等の内容の血液検査、それから心電図検査の項目がございまして、これらのデータが個人データとして検査を行いました個人さんの状況はどうだったのかと記入されておまして、そうした状況のデータの開示ということでございます。
委 員	それらの全データを出すというか、開示するということですか。
実 施 機 関	保健センターからいただく資料は分析もございまして、検査結果を基に抽出するためにはデータいただくことになっております。
委 員	もう一つ地域の開業医であるとか、市民病院も含めてなんでしようけれども、その辺のデータも今おっしゃったようなデータが健康センターに集まってくるということですか。
実 施 機 関	健康づくり室の方での集団検診は、まず保健センターで行っている基本検診と、先ほど室長の方から申しましたように、各医療機関、受診者の利便性を考えまして、お住まいの近くで受けれる方がいいということで各医療機関の方に委託して行ってる検診があり、その分につきましてはこちらが委託して行ってる検診ですから、データは全てこちらの方で集約してるということでございます。
会 長	保健センターにあるデータというのは、国民健康保険の被保険者の全員のデータというわけではないですね。つまり、市民全員が保健センターの検診を受けてるわけではないんでしょう。
実 施 機 関	もちろんそうでございます。受診された方のみのデータでございます。
会 長	ですよね。だから、国保もまた逆にいえば、国保に入ってる人だけの事業なんでしよう。国保に入っていて保健センターで受診した人のデータだけが活用されると、それ以外の人は抜け落ちるわけですか。そうすると。
実 施 機 関	今回のヘルスアップ事業でございますが、まず抽出のため二つ考えておまして、まず一つは基本健康診査を受けた方の中からの抽出と、もう一方で診査は受けておられませんがアンケートをとりまして、その中から抽出も考えておまして、そういう方法で受けてない方にも抽出は考えております。
会 長	いかがですか、他にご質問何か…。私もいろいろ質問はあるんですけど、はい、どうぞ。
委 員	アンケートを取られたときに、これをこのように活用することがありますと聞かれたんでしようか。私でしたら、内容がどんなのか自分自身が知りたいと思えますけど、他人に知られたくないです。そういうのを使ってもいいですかというのを一言聞かれてから、どうしようかなと悩んでから回答すると思うんですけど、そのことを皆さんに聞かれてから活用されるんでしようか、教えてください。
実 施 機 関	アンケートにつきましては、ヘルスアップ事業するためのアンケートと

<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>ということで、まだこれからでございますけれども、考えております。ただ健康診査の方につきましては、本人さんもお存知の情報でございますので、それを基に本人さんの身体的な状況で生活習慣病予備軍の方を選ぶ部分でございますので、基本健康診査の時以前には了解は得ておりません。</p> <p>アンケート行うというのは、誰にするんですか。保健センターで受診した人で、国保の方から抽出した人になるんですか。</p> <p>アンケートといいますのは、保健センターで基本健康診査を受けておられない方の中で、国民健康保険加入者の方にアンケートを送る予定にしております。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>保健センターで受診しておられない方で国保の方に入っている方、この人にアンケートを。アンケートの内容は何でしたか。</p> <p>やはり、同じように本人さんに書いていただきますけれども、体重とか身長とか、一般的なことです。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>個人の申告ですから、本人が知られたくないと思えば書かない人もいるということですか。そうすると、書くのを強制するわけにも行きませんからね、そういうことになるわけ。そのアンケートに基づいて、そのアンケートの書いた人の中から、さらに検診してもらう人を決めるということですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>その通りでございます。これからの事業でございますけれども、アンケートについては2000名位送る予定にしております。その中から絞っていきまして、最終的には保健センターで行ってる健康診査での生活習慣病予備軍の方と、アンケートから抽出した合計30名位を最終的には考えています。</p>
<p>会 長 委 員 実 施 機 関</p>	<p>30名、少ないな…。そうなんですか。</p> <p>アンケートを取るのが、30名ではなくて事業に取り込む人が30名。</p>
<p>会 長</p>	<p>ヘルスアップで個別の健康支援をさせていただく最終の教室にご参加いただけるのが、30名程度ではなかろうかなと。我々といたしましては、初めての事業でもございまして、先ほど課長が申しあげましたように、2000名からの方を対象にアンケート等で健康状態ですね、生活習慣病です。なかなか自覚症状がない、いわゆるメタボリック症候群の方を改善していこうというものでございますので、2000名の方をやっても、今までの実績から30名程度の方しか手を上げていただける方がないんじゃないかなという推定で、今年度の事業を開始しようというものでございます。今後におきましては、順次、経験を踏まえまして、当然拡大を図っていきたいというふうに考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>それでね、国民健康保険担当課というのは、実働部隊としての、何か保健センターみたいな施設とかないわけですよ。これは市のやり方によるんだけど縦割りみたいな感じでね、それをなんで保健センターに委託しないのかなと。これを見ると、外部の所に委託業者と書いてあるでしょう。委託業者ということになると、一つ疑問になるのは借りたデータをまた外部提供するということになるのではないかと。保健センターからもらったデータを国保の担当課が外部の人に頼むんでしょ、検診したりするのを。そうすると、外部提供をここで言ってもらわないといかんとなりかねないような気がするんですけど。だから、外部の人にやらせないで、なんで保健センターでやらんのかなと私は疑問に思ったんですけどそれは市のやり方だから何ともいえませんがね…。</p>
<p>委 員</p>	<p>ここのデータは30人選ぶために使うだけで、委託業者にそのデータ渡すわけではないでしょ。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>そうですか？</p> <p>先ほど会長さんがおっしゃってました縦割り行政云々ということで、説</p>

<p>委 員</p>	<p>明が若干課長の方で、平成20年度からの法改正等々を不十分ながら説明しております。おっしゃいますように、現在の保険事業は保健センターでやっております、我が川西市の国民健康保険事業といたしましては、加入者の方の人間ドックというような保険事業をやっているにとどまっております。先だって6月の国会では…。</p>
<p>実 施 機 関 委 員 長</p>	<p>そんなのはよくって、ここでどういうふうに情報を使うんだと。もらった情報を受け取って、さっきの事業に必要なとされる選ぶべき30人を選んで、その情報を委託業者に渡すのか渡さないのかということですよ。情報は30人を選ぶためだけに使うんでしょ。</p>
<p>委 員</p>	<p>その30人の方の分ですけれども、それ以外のデータも分析の方を委託業者の方に、そういう分析等々を頼むということになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>委託業者に分析頼むんですか、それは外部提供ですよ。やはり、外部提供になるね。</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>じゃあ、提供先は市民生活部保険年金室保険年金課及びその委託業者ということになるんですか。情報提供先は。</p>
<p>実 施 機 関 委 員 長</p>	<p>委託は川西市として委託契約を行い…。だから、その情報を契約した医者に渡すのか、渡さないのかということです。</p>
<p>委 員</p>	<p>データは渡ります。じゃあ、提供先、間違ってますよね。だから、二段構えみたいになるわけですか。つまり、保健センターから目的外利用で出してもらったデータを、今度は保険年金課の責任で外部の人に提供するということになるんでしょう。変な言い方をすれば、又貸しみたいなことになるわけだ。</p>
<p>委 員</p>	<p>違うよね、これ30人抽出するために、とにかく健康診断のデータくださいといってるだけですよね。それ以上のこと言ってるわけではないですよ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>すみません、委託の部分なんですけれども第15条の方に委託に伴う措置というのがございまして、委託をするときは外部提供という解釈ではございまして、委託契約の中で個人情報取り扱うにあたってこういうことを適切にこうしなさいという色んな事項があるんですけれども、そういうふうなのを受けて委託をしますので、今回の案件につきましては、あくまでも保健センターの持っているデータを保険年金課の方で活用をしたいというだけでございます。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>委託業者に渡すときはここは関係ないんですか。この条例第15条の規定を見る限りは、あくまでも目的外利用提供という丸ごと契約も何もなしで渡す、利用するというような部分が第10条の部分でございまして、委託は別途第15条において委託に伴う措置ということで、規定を設けさせていただいておりますので。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>目的外提供になるんでしょう。なるほどね、委託の場合は外部提供という範疇には入らないで、外部に委託する契約に基づいて、市の部局が責任を持って外部提供に関わる措置を保護するということですね。15条の規定はたしかそういうことになってますからね。ですから、15条の委託という場合は外部提供という範疇では説明しないということで処理しているということですから、そうなれば外部提供については審議会の審議の対象とはならないわけで、外部委託をするという場合は、契約に基づいて外部に提供されたものに対するいろんな措置というのは当然その中に書かれるわけですか。契約の中に、個人情報はどういうふうに扱うかということを書くということになりますね。それではこの件についてはいかがですか、他にご質問ありませんか、後で目的外利用の妥当性について審査するに十分だということ</p>

<p>委員</p>	<p>になりますか。 もう一つ質問ですが、統計を取って30人を選ぶといわれたんですけど統計を取った、2000人から取った統計は30人を選ばれた後はどうなるんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>2000人の方にご協力いただきますので、すべての方に回答いたしまして健康のために使いたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>その時点で、病歴とか、何とか全部知られたという事が、その時にその人たちが分かるわけですね。体重とか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>お体の状況のアンケートでございますので、病歴とかではなくて、個人の方の病状をお教えいただいで、それについて専門家がチェックしまして回答するという形を考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ご本人が申告したことについて、評価をしたものが本人に帰ってくるというわけですね。ということのようでよろしいですか。それでは、他に質問ありませんか、それでは皆さんありがとうございます。後ほどその妥当性について審議をしたいと思っております。ではご退室いただいて結構です。ありがとうございました。</p>
<p>実施機関</p>	<p>よろしく申し上げます。</p>
<p>※ 実施機関（健康づくり室及び保険年金室保険年金課） 退室</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは二つの案件につきまして、それぞれ所管の課から外部提供とか目的外利用の必要性についてご説明いただいたわけなんです、まず最初に知事表彰の件につきまして、第10条の外部提供になるわけですけども審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的外の目的のため当該個人情報を利用し又は提供することに相当の理由があり、かつ本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうかということをご審議いただきたいと思っております。どうでしょうか、表彰に関わってそういう問い合わせがあるということで、権利、利益を不当に侵害するおそれがないと、表彰の対象者になってる人がそれ言ったらもらえなくなる、不利益になりかねないけど、ここで言う本人の権利、利益を不当に侵害するおそれというのは不当でないということですか。犯罪歴がある人が、そこでチェックされて表彰の対象にならないというのは広い意味では、全体の利益と。それは、本人に対する不当な権利、利益の侵害というわけではないという話ですか。</p>
<p>委員</p>	<p>表彰の対象になってる人は、本人は分からないわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>本人は知らないわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、前科がある人が知られたくないと思ってる人が、たまたま、その人が表彰の対象になってしまうと、自分に前科があるということが分かってしまうんですよね。</p>
<p>委員</p>	<p>それは表彰しませんから。</p>
<p>会長</p>	<p>しないけれども、他府県から問い合わせがあったときに、そこに分かっているわけですね。</p>
<p>委員</p>	<p>他府県の担当者がするという事は、けれどもそれは仕方がない。</p>
<p>会長</p>	<p>全くないというわけではないが、表彰という大きな、そちらの方が優先するかなという感じはありますけどね。</p>
<p>会長</p>	<p>提供することに相当な理由があるということだね。相当な理由があって本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないというのがこの条文の規定ですけど、相当の理由というのと、権利利益の不当な侵害のおそれがないというのは同じ重さですかね。これは外部提供などとよく例としてあがるようなケースですね。よその自治体も、大体それで逆に言ったら川西市にそういう候補者がいるという話になるわけで、候補者が一人</p>

事務局	<p>もいなかったら、そんな問い合わせもないわけでしょうけど、市としてもいい話だと思います。</p>
委員	<p>論点はズれるかも知れませんが、叙勲の場合は、各所管のほうから上申していくという形になります。それで、上申する際に刑罰調書がいりまして、その刑罰調書がなければ上申が出来ない形になります。大部分の方は刑罰がない方が大半なわけで、それがもし付けられないということであれば、一切叙勲の対象にはならないという形にもなってしまうかなと思います。知事表彰で刑罰調書をつけなければ表彰しませんとなっているのか私には分かりませんが、そういう表彰受けられる方にとっては、付けないことで不利になる可能性もあるかなと逆説的な論理になるかも知れませんが、そういう面もあるかなと思います。</p>
事務局	<p>申請書の添付書類として付けないと、申請が受理されないというわけですね。</p>
局長	<p>そうですね。</p>
会長	<p>いかがでしょうか、これについては審議会の意見を聴いて同意を得るとそういうことにはなっていないけど、意見を聞くというのは同意をするというような答申になるわけだね。ですから、そういう妥当であるということに答申するということがよろしいですか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、一件目の知事表彰の選考に伴う候補者の戸籍事務における個人情報の提供については、審議会で審議した結果、妥当であるというそういう答申をするということにしたいと思います。その件ではそこにある表(諮問別紙)のごとく、もう一つは本人の通知の有無ということなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。そこにある通知はしないと、犯歴、ここでは前科です、前科の照会は、それぞれの規定に基づく選考のもので本人に通知はなじまないものである、もらえるかももらえないか分からないわけですから、一般には、本人には通知しないというのが慣例だと思いますから、この場合も通知しないということで、これも通知しないということは妥当であるということによろしいですね…。はい、ありがとうございます。本人通知の分も原案で妥当だという風に答申するというにしたいと思います。提供先に対するする処置は、そこに書かれてる通り実践してもらおうということですね。それでは、この件はご了承得たと。妥当であるということですね。では、もう一件の方についてご意見をいただきたいと思います。老人保健に係る健康診査事務における個人情報の提供ですね。これは保健センターから保険年金課の方に約2000人分となるんではないか。</p>
委員	<p>アンケートが、2000人でもっと多いわけでしょう、国民健康保険に入っている人みんなだと思いますよ。</p>
委員	<p>いわゆる、基本健康診査を受けた人プラス2000人ほどのアンケート。</p>
事務局	<p>でも、返すのは2000人とはっきり言われましたから、自分が知らない間に自分の情報全部知らない人に見られてることに…。</p>
事務局	<p>私の理解ではアンケートの部分は、本人に対して健康状態を聞きますので、これは本人情報では…。</p>
委員	<p>アンケートの方は、自分が出して自分で帰ってくるからその人はそういうことに使われるということが分かっているから、いいんじゃないかと思うけれど、何にも思わず検診してて、それが情報として他の人に見られてるのはいやだなと思いました。</p>
会長	<p>いや、検診の情報は先ほどの話では、国民健康保険の被保険者で保険セ</p>

事務局	センターで検診を受けてない人と言ったのと違う？
会長	アンケートとるのは受けてない方。 受けてない人でしょう。だから、受けてない人と検診を受けてる人のデータ。
委員	アンケートは保険年金課がやるわけだから、目的外利用でもなんでもない。
会長	ないわけすな。その時にやみくもにやるのではなくて、保険センターで検診を受けてない人をチェックしないといけないわけで、誰が保険センターで検診を受けてるかどうかということ、教えてもらわないといけないわけで、保険センターで。
事務局	2000人ほどと言ってたから、分かっているんじゃないですか。 何名かというのは私も分かりませんが、健康診査を保健センターで受けておられる方でまったく異常がない方であれば、この事業の対象にはならない。ですから、委託して抽出をするというのはですね、この方こういうことを気をつけなさいという医者的な委託ではなくて、项目的に成人病の可能性の高い数値の方を抽出するという意味であろうかと、私は思ったんですけども。
委員	わたしもそういうふう聞いたんですけども。だから、健康センターで健康診断を受けた人の中の血糖値が高いとか、コレステロール値が高いとかそういう人を抽出するために使うという、そのデータを。
会長	提供する個人情報の内容というところ基本健康診査の受診者にかかる氏名、性別、住所等の受診者情報となっているでしょ。等というのが、何が入ってるのかという話になるんですけど。
委員長	先ほどからの話だと、検査内容ですよ。 その内容が重要になるんですけど、内容が等になるというのはおかしな話ですな。
委員長	一覧表になっているのをこれを全部渡すということでしょう。
委員長	それを提供してもらって、それを使ってどうするんですしたかな。
委員長	この人は危ないか危なくないかチェックして、30名ほど選ぶという話。
委員長	選ぶ、それと先ほどのアンケートの何でしたか、先ほどの。
委員長	それも一緒にするということでしょう。
委員長	健康診査を受けた人と、報酬の明細書がお医者さんからきます。その分と、アンケート2000人分と3つを合体して30人を選ぶ。
委員長	30人を選ぶ、そういうことになるわけですね。
事務局	ただ、それをするとき30人を選ぶのは外部へ委託する。そういう理解をしたんです。それでいいんですね。
事務局	30名になるのかわからないんですけど、最終的に30名ほどがご協力いただけるんじゃないかなという意味合いだと思うんです。もう少し広いかも分かりませんね。
委員長	それと、補助金との関係です。 委員の言われるように、重い人のデータ出してね、市の方でも悪い人の数字で出てくるんで。
会長	これも先ほどと同じような10条1項4号のことになるわけで、提供することの相当の理由がある、かつ本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認めて提供する、あるいは利用するということが妥当かどうかということという判断なんですけれども、これは先ほどに比べると本人の権利、利益を不当に侵害するおそれというのは、むしろ本人の利益のためになるわけすな、本人に早く気付かせるとか治療を受けるような環境を作るのはいいわけで、相当な理由があるというのも、そういうことになるんでしょうね。
委員	ただ通知の問題に関しましては、さっきと違って委員がおっしゃられた

	<p>ように、健康診断で私が受けたデータを知らないところで勝手にこんなところで使われてるという話になって、保健センターが持っているのは自分が受けてるから当然知ってるけども、年金課でそんなものに使ってるというのは、全然知らないわけですからね。事業の性質を本人が知りうるものであるというのは、確かに健康診断の結果は知ることができますが、知らない人が見てるというのは知らないわけで、通知しないというのは、本当に正当な理由はあるのかなという、この件については？を付けたい。</p>
会 長	<p>そうですね。通知しないというのは、本人のデータが知らないところで活用されてるという話になるわけだね。</p>
委 員	<p>30名に当たった人はいいですよ。あなたはこういうふうな病気で悪いからこちらに来てくださいと言われるんだったら、こういうふうに使われて、たしかに私悪いんやなと分かるけど、省かれてる人はわからないですよ。</p>
委 員	<p>結果ですからね。使った後のことです。通知しないということが、本当に相当な理由があるというか。イエスかノーか聞くんじゃなくて少なくとも使いますよという通知ぐらいはあるんじゃないかと思うんですよ。</p>
会 長	<p>だから通知というのは、センターで検診を受けた、一応問題がある人の場合は、その中から選ばれる可能性あるわけですね。だけど検診を受けてない人が受けてる人かという選別の際に、本人の情報使ってるわけですけど、それについてまで通知というのはしなくてもいいでしょうね。受検してないということについて、国民健康保険担当課に知らせましたということをして本人にわざわざ言わないといけないかという話やけど。</p>
委 員	<p>あるいは、健康診断の際に国民健康保険の被保険者であるということとは分かっていますよね。それでこの国民健康保険に関する事業について活用されることがあるとか、あらかじめ告知されてるのかどうかですよ。告知されてたら、別に告知する必要はない。</p>
会 副 会 長	<p>普通は告知してないでしょうね。今後のために条件としてしてね、今後の受診者に対しては入れなさいと言えるけど、今までのデータを使おうと思うと、やはり…。</p>
会 長	<p>保健センターの受診者について、あらかじめそういうデータを国保の事業に使うは言ってないからね。</p>
委 員	<p>多分、国民健康保険事業の一環としての基本健康診査ですということぐらいは通知されて、それで健康診断を受けにくるわけですから、使われるということが、その表現だけで果たして通じてるかどうかという、普通、健康診断してくれるから行こうかというくらいだろうと思いますので。</p>
会 長	<p>だからどういう場合に、どういう格好で通知したらいいかという、どうなりますかね。この案は通知しないということをはっきりと伝えてるわけですけど通知しないということがいいかどうか。</p>
委 員	<p>川西市国民健康保健ヘルスアップ事業実施のために活用させていただきますというぐらいでいいんじゃないですかね。</p>
会 委 員	<p>その場合、誰から誰に知らせるわけ。</p>
会 委 員	<p>保健センターから渡しますよということを伝えるわけですよ。保健センターがデータを渡す人、データの対象になってる人に通知は必要ではないかと、どうですかね、必要ということでしょうか。</p>
委 員	<p>受けたか受けてないかということだけをチェックするために、住所とか性別出すわけじゃないんで、健康診断の結果も出すわけでしょう。</p>
委 員	<p>これ住所、氏名を隠したようには提供出来ないんですかね。隠したら抽出が出来ないでしょう。</p>

委 員	電子データの形でしょ。別途番号振って、その形で提供するというわけにはいかないんですかね。
委 員	すると、抽出されたときに、その人、番号で抽出するけども国民健康保険の事業ですから、保険年金課から言わないといけないわけで、あなたヘルスアップ事業に参加してくださいと言わないといけないわけですから、住所も氏名もいるという話です。
委 員	それで、30名40名抽出しますよね。それについてあとで通知したというのは。
委 員	後でというのは。
委 員	抽出した後で。
委 員	抽出した後で、抽出した人を知るのはどうやって知るの。
委 員	それは健康づくり室に聞くわけです。
委 員	国保の担当というところには、国保に加盟してる人の住所、氏名みなあるわけですよ。
委 員	健康診査受けたかどうかわからない。
委 員	だから、住所、氏名というのは本来のことをいったら、ここで提供してもらわなくても、もともと国保課にあるのはあるわけですけど、国保課にナンバーだけきて名前だけだったら、突合しないといけないし、間違ふ可能性あるし。ここでは住所、氏名とかも貰うということになってるんだと思うんですけど、受診者情報全部を提供してもらうんだというふうになってるんだと思うんだけど、受診者情報を貰ったものについて、その人に提供しましたということと言わなきゃいけないか、だから逆にいうと、国保課の方から30人に選ばれて検査した方がいいとか言われるわけで。何で国保課がそんなこと知ってるのやと言われる可能性はあるね。
委 員	抽出された人はそれでいいわけですよ、はじかれた人は分からない。闇に消えちゃうわけで、ところが使われてるわけですよ。気分悪い。
副 会 長	2000人でしたか。
委 員	2000人はアンケート取った人で、その人は自分の思ってること書けるけど、黙って使われる方はすごく気分が悪い。
委 員	この基本健康診査を受けた人に対しては、使いますよという通知はいるのではないかということです。全員に対して。
委 員	そしたら、拒否も出来るわけ？
委 員	それをどう考えるか、アンケートは書く書かないは自分で出来るんだから、それも認めていいのかなという気はしなくはないですけど。勝手に使うなという…。
委 員	さっきみたいに番号を振って、匿名にしたデータを健康づくり室から提供を受けて、その匿名の状態でも40、50抽出して、その番号をもう一度健康づくり室に返して、そこから健康づくり室が対象者にこれを提供していかどうかを聞いて、30ないし40のいいといった人だけの氏名、住所のデータを、もう一度年金課の方に渡すという格好にすれば問題ない。
委 員	そうするとね。
委 員	名前がついてるのが具合悪いんでしょ。番号で全部提供すれば、その分はクリアできるように思いますけど。
委 員	結構、二度手間ですね。
委 員	ですけど、何千人に葉書出すよりいいんじゃないですか。
委 員	そうですね。
委 員	これ今年度の事業なんでしょうけれども、健康診査受けたのは今年度あるいは、昨年度のデータを出すということなんですかね。というのは、今回だけというか、この事業5ヵ年どうのこうの書いてあるから連続して行く分だと理解はしてるんですけど、そういうことであれば、これか

<p>会 委</p>	<p>長 員</p> <p>ら健康診断受ける人に対しては、そういう文言をして…。 これからはいけるな。 今回だけの問題なんで、今おっしゃったようなやり方がいいかなど。僕自身思っているのは、健康診査についてはデータが動きますから、そういうことが言えるんですけども、もう一つは診療報酬ですよ、これは医者にかかったものがこれなんです。これは当然健康づくり室が持ってるんで、データのやり取りもないんですけども、逆に個人的な意見からしたら、医者にかかったやつを利用されるというんですから、こちらの方が本来ならいやなんですけど。健康診査の方は、自分でも病気がどうかかわからないからいっぺん見ようかという、その程度のデータですので、あまり意識しないんですけど。こっちの方が逆にいやだな。今回はこれには入りませんが、それからしたら先ほどおっしゃったようなやり方で、今年度だけは過ごして、次年度以降は健康診査の時に聞くということでもいいかなという気はするんですけど。</p>
<p>会</p>	<p>長</p> <p>書いておくということですね。5年ということになりますと。健康センターというのは、医療行為をしてるわけではないでしょう。市立病院と違うから。そこで診療報酬という話はないわけでしょう。そこで、血液検査したらどうなるわけ。それも保健がきくという話になるの？保健センターではきかないよね。保健センターでお金取るということあるの。つまり、利用した利用料。保健センターというのは、お金取らないのと違う？</p>
<p>事 務 会 事 務 会</p>	<p>局 長 局 長</p> <p>いえ、検査料は取ります。 検査料は取るの。だけど検査料とレセプトとは違うはね。 レセプトではないですね、いわゆる健康診断ですから。 それでは取りまとめはどうしましょうか。次年度以降については、5年の事業であるとすれば、以後検診を受ける人については、そういうデータを提供する可能性があるということは知らせるということを普及するということですね、我々の答申では。今年度についての本人の通知については、どういうふうに書きましようかね。やはりいらないという話でいけるのか、これは審議会の意見を聴いて必要ないと認めるときを除きとなってるわけで、原則通知するという事になってるわけで、ということになると、できるだけ本人には通知した方がいいと。だけど、通知というのが必要ないと認めるときというのはいろんな考量がはいると思うな、事務が煩雑になるとか、そういうことも含めて必要があるかないか判断しないといけないと思うんですけども、本人に連絡することについてのメリットですね、それについてどうでしょうかね。本人に知らせるとかえって…。</p>
<p>委 委 会 委 会 委</p>	<p>員 員 長 員 長 員</p> <p>提供する個人の情報の内容の中の氏名、住所をはずして提供する。 基本健康診査の受診者にかかる性別及び受診内容情報と。 性別及び受診内容…。 氏名と住所は教えない。 氏名と住所は教えない？ 番号に変えて向こうに渡して、番号で30、40抽出して、例えば、10番、20番、40番の人ですよという形で健康づくり室に戻すわけです。それでむこうの方で今度は氏名確認して、その人たちに個別に保険年金課に通知してよろしいかという確認をとって、いいといった人だけをまたやると。行ったり来たりになりますけど、そうすると30、40の通知で済むんではなかろうか。</p>
<p>会 委 会</p>	<p>長 員 長</p> <p>その通知で済むね。 基本的に、ここでの目的外利用提供は認められないという話です。 もう一回確認だけど、提供する受診者情報の数というのは、いくらにな</p>

委員	るわけ、そうすると。健康診断を受けた人の数全部。全員に通知するというは大変なことですから。
会長	そうすると、それについては氏名とか住所はなくても、煩雑だけど番号か何かを振って。煩雑ですが。
委員	十何条だったかな外部団体下請け、委託についての条項はあるんですけど、こういう情報というのは非常に基本的な情報が外部に流れる可能性があるんですからね。
委員	もう一点、今のやり方でいった場合、多分これ健康診査とレセプトとアンケートと3つ入れて30、40抽出すると思うんですけども、3つともにダブってる人が出てくると思うんです。健康診査受けて、あかんからお医者さん行って、それが行ってるというケースありますから、その辺のチェックというのがこの段階ではできなくなる。
委員	できないね。
委員	多めに抽出するしかない。
委員	逆に、健康診査受けて選ばれるような人は上のほうの人かなと。そうすれば、お医者さんかかっているだろうし、そのへんが内容的にはっきりわからないんで言い切れないんですけども、あまり条件を付けすぎると事務のほうはどうかなとそういう心配はあるんですけど。
事務局	私も確認したわけではないんですけど、先ほどの説明の中ではレセプトまでは申し上げてなかったと思うんです。
委員	いや、書いてあります。選定方法のなかの資料で。ただ、レセプトは保健課が持っているんで、自分とこで持っているんで。
事務局	自分とこで持っているんで。レセプト自体は、保険年金課の方でもっているんです。
委員	今回の問題には入らないんですけどね。
会長	だから、もう一つ疑問が出てくるのは、医療機関のところから情報をもろうといたしましたよね。
委員	健康診断は委託ですよ。
会長	健康診断は委託でしたか…。委託は先ほどの委託の問題になるからいいと。
委員	その委託じゃなくて、健康診断の委託、健康診断そのものを医者に委託してる。
会長	その前に、3種類の情報を集めるといったでしょう。一つは、保健センターでした人で、もう一つは、アンケートの中から選ぶといったんでしょう。もう一つは医療機関から…。
委員	委託で。ここに来るのが遠い人は地元の医者にかかるので。
委員	その場合は、委託してるところから情報をもろうから。
委員	それは、いわゆる基本健康診査の中に入ってる。
会長	それは本人外収集ということにはなるんだけど、本人がかかっているんだから、それを収集するということになるわけですから、それはいいか。そうすると、先ほどの話だね。結局、保健センターでかかってデータがある人が、そのデータが国保担当課に渡るという場合に、本人が望まない人もいる。だから、そこで抽出されて検査の対象になる人については連絡したらいいけども、連絡するというのが多くの人になる場合は連絡するのが煩雑だという話になると、住所、氏名はなくて、保健センターの検診の内容だけ渡したら、その内容を見て、この人を抽出するかしらないかということを決めるということですね。そうすると、抽出の対象になった人について、誰ですかということを保健センターに聞いて、その人の住所、氏名を提出してもらったらいけないかという話ですね。そうすると、住所、氏名はその人たちは知らされるけれども、その

委 会	員 長	人は事業の対象者になる30名に入ってるわけだから、30名に入ってる場合は、その人たちにはどこからデータもらったというのを書けばいいという話になるわけですね。
		住所、氏名教えるときに、個別に同意をとればいい。
		教えるときに個別に同意をとればいい。今のようなそういう意見なんだけど、事務局、担当課の方でそういうやり方が可能かどうか聞いてみないといけないね、もう帰ったかな…。
事 務 局	局 長	確認して来ます。
		何千人となると、ちょっとしんどいよなあ。保健センターでは、どうい うことを検査するんですか。血液とかそんな程度でしょ。
委 事 会	員 局 長	心電図、血液検査、問診、打診。
		人間ドックもやっておりますので。
		人間ドック程度のことは出来るわけですか。レントゲンもあるわけですか。
事 務 局	局 長	あります。胃カメラもあります。
		胃の検診もできるわけですか。そうすると、医者にかかって検診を受けたのとあまりかわらないわけですね。
事 務 局	局	そうですね。他の病院で受けられる健康診断、人間ドックと変わらない ですね。それから、すいません、実施機関はもう帰ってしまっているよ うです。
会 委	長 員	そうですね。どうしようかな…。
		しかし、今のやり方だったらそんなに煩雑でもない。これ電子データの 形でなってるわけでしょう。ざっと、番号振ってそのデータを渡せばいい と思うけどね。
会	長	我々の今の意見は大体そういうところで、今のようなやり方というのは、 一つの案で、これを実施機関の方で良しとしてやれるかどうかを、やれ ないことを提言しても始まらないから、一度聞いて、もしやれるようだ ったら、それを答申とするということ。もしやれないようだったら、 もう一度開かないといけないということにしましょうか。ですから、事 務局分かった？ここで議論したことは本人の通知の点が問題になるわけ で、本人の通知が何千人か、とにかく保健センターで受診した人のデー タが国保担当課に渡るということについて疑義が出て、そのところは 実際抽出される人だけやったらいいけれども、多くの表に出てこない人 がいるわけですから、その人たちの情報が本人の知らないところで、国 保担当課に流れるということについては、この審議会としては疑義があ ると。その場合には、名前とか住所がわからないように渡して、その中 で30人対象になる人をピックアップして、その後、住所とか氏名を聞く というやり方でいかがかという話が出たと、それが大体意見の一致をみ たところなんで、そういうやり方というのが可能か、それを確認してほ しいと思います。分かりましたという話だったら、その内容を答申とす るということ、いかがですか、皆さんそれでよろしいですね。
事 務 局	局	こちらの提供する個人情報の内容というところが、通知をする人のみと いうことですね、たとえば30人から40人。
会	長	そうですね。ここに書いてあるのは、30人から40人だけになるわけ ですね。
事 務 局	局	今回、審議会としてOKをいただいたのはあくまでも、なんらかの形で 通知をしなければならない人のみのデータの情報だけはいいいけれどもと いう。
委 事 委	員 局 員	それも本人の同意を得てですよ。
		同意を得て、といいますと？
		さっき言ったように、番号で全体のデータを渡すでしょ。番号で選別す

事務局	<p>る、例えば40、選別したとします。それをそのまま保健センターに返すわけです。保健センターがその人たちだけに、保険年金課に通知してよろしいかという同意を取るわけです。</p>
委員会	<p>そういう同意を取れば、逆に目的外利用提供には当たらない。本人同意を得た場合については…。</p>
委員長	<p>審議会の対象にならない。 結局、もらった方もそういうところからもらって使いましたとあって、本人にあなたがピックアップされてますよという通知が行くというわけで、だから本人が良しと言った場合、個人情報目的外利用なり、外部提供なり、みんなOKなんです。ピックアップされた人について利用することなんです。30人かなんかはね。30人は利用された人が本人のところへ通知がいくわけでしょう。その時に何で通知が行くかということの経過を説明すればいいわけで、それは結局、審議会の同意というか、答申を得て保健センターの情報を使いましたということ国保の担当課から言えばいいわけ。そういうことを言わんとしてるわけ。そういうことで意見がまとまったんで、それでいけるか一回聞いてみてください。それでいけるということになれば、それを答申とする。もしいけないような支障が、我々が考えてないところがあれば、もう一度検討するから、その際にはまた我々の意を踏んだ原案みたいなものを担当課で作ってくれたらありがたいけど。そういうことで、今日は一応とりまとめをしたということにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員会	<p>はい。 はい、ありがとうございました。本日は、1回目にもかかわらず時間が非常に長くかかって恐縮なんですけれども、一応3の審議事項はそこでおしまい、その次、4のその他というところ事務局の方から何か連絡ありますか。</p>
事務局	<p>事務局の方からはございませんけれども、委員の方もないようでしたら、最後に部長から挨拶をさせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>※ 総務部長挨拶 (略)</p>
委員長	<p>それでは、本日はここまでにします。</p>